

東京都林地開発許可手続に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十六号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （開発許可申請書）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>2 施行規則第四条第二号に規定する書類は、同号の権利を有する者の記名押印のあるものとしなければならない。</p> <p>第四条及び第五条（現行のとおり） （開発行為の計画変更）</p> <p>第六条（現行のとおり）</p> <p>2 前項の林地開発許可変更申請書を提出する場合において、施行規則第四条第二号に規定する書類を添付するときは、当該書類は、同号の権利を有する者の記名押印のあるものとしなければならない。</p> <p>3 開発行為者は、第一項各号のいずれにも該当しない計画内容の変更をするときは、あらかじめ林地開発許可変更届（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。 （地位承継の届出）</p> <p>第七条（現行のとおり）</p> <p>2 前項の林地開発行為者地位承継届には、当該地位を承継したことを証明する書面（被承継者の意思の確認が必要な書面にあつては、当該被承継者の記名押印のあるものに限る。）及び開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者以外の者が承継する場合にあつては、当該権利を有する者が記名押印した上で当該承継を認めた書面を添付しなければならない。</p>	<p>第一条及び第二条（略） （開発許可申請書）</p> <p>第三条（略） （新設）</p> <p>第四条及び第五条（略） （開発行為の計画変更）</p> <p>第六条（略） （新設）</p> <p>2 開発行為者は、前項各号のいずれにも該当しない計画内容の変更をするときは、あらかじめ林地開発許可変更届（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。 （地位承継の届出）</p> <p>第七条（略） （新設）</p>

第八条から第十一条まで（現行のとおり）

（申請書又は届出書の経由及び提出部数）

第十二条（現行のとおり）

2 前項の申請書等（添付する関係書類等を含む。）の提出は、正本に、その写し一通を添えてしなければならない。

（添付書類）

第十三条 次に掲げる書面には、当該書面の提出者（第二号及び第五号にあつては開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者、第七号にあつては被承継者又は開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者とする。以下この条において同じ。）の印鑑証明書又はこれに準ずるものを添付しなければならない。ただし、書面の提出者が国若しくは地方公共団体である場合又は第三号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる書面について既に提出されている印鑑証明書若しくはこれに準ずるものの内容に変更がない場合を除く。

一 第三条第一項の林地開発許可申請書（別記第一号様式）

二 第三条第二項の書類

三 第六条第一項の林地開発許可変更申請書（別記第五号様式）

四 第六条第二項の林地開発許可変更届（別記第六号様式）

五 第六条第三項の書類

六 第七条第一項の林地開発行為若地位承継届（別記第七号様式）

七 第七条第二項の書面

八 第九条第一項第四号の林地開発行為廃止届（別記第十二号様式）

第十四条（現行のとおり）

別記第一号様式から第三号様式まで（別紙のとおり）

第八条から第十一条まで（略）

（申請書又は届出書の経由及び提出部数）

第十二条（略）

2 前項の申請書等の提出部数は、一部とする。

（新設）

第十三条（略）

別記第一号様式から第三号様式まで（別紙のとおり）

別記第四号様式 (現行のとおり)

別記第五号様式から第十四号様式まで (別紙のとおり)

別記第四号様式 (略)

別記第五号様式から第十四号様式まで (別紙のとおり)

※別紙は掲載省略